

事務連絡

令和7年5月29日

関係者各位

四国中央市 港湾課

城山下臨海土地造成事業における民間工事から発生する土砂の受け入れについて

四国中央市が実施している城山下臨海土地造成事業において、民間工事から発生する土砂を受け入れることといたしますので、お知らせします。なお、公共工事から発生する土砂については、引き続き受け付けいたします。

○要件

- ・土砂受入期間：【陸上】令和7年7月～令和10年3月  
【海上】令和7年7月～令和8年2月

○受入土砂の条件

- ・土量が概ね10,000 m<sup>3</sup>を超えるもの。（一現場毎）
- ・城山下臨海土地造成工事の工程と土砂搬入時期が調整できること。
- ・別に定める土砂受入基準を満たす土砂であること。
- ・法律、関係条例（土砂条例等）上、搬出可能な土砂であること。
- ・搬出事業者の負担と責任において土砂受入地（愛媛県四国中央市川之江町地先公有水面）まで海上または陸上により輸送できるもの。
- ・「四国中央市城山下臨海土地造成事業埋立地における土砂受入手数料条例」に基づく手数料の対象とする。
- ・その他詳細な事項については協議の上決定します。

なお、申し込みいただいた土砂については、土量や土質、搬入時期および搬入条件等を審査の上、当課において受け入れの可否を決定し、お知らせいたします。

担当：四国中央市 建設部

港湾課 臨海土地造成係

TEL：0896-28-6036

FAX：0896-28-6189

Email:kowan@city.shikokuchuo.ehime.jp